

事 務 連 絡
平成28年12月20日

凍結精液並びに凍結受精卵の
輸入取扱会社・団体の関係者各位

一般社団法人 日本ホルスタイン登録協会
(担当 登録部 安田)

血統登録する際の父牛の血統濃度について

日頃から登録事業の推進につきましては格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、雄牛を血統登録する際には血統濃度が93%以上であることを登録規程で条件としております。また、その父牛が国産牛である場合には父牛の血統濃度も93%以上であることから、輸入精液及び輸入受精卵等に係る海外種雄牛についても、国内父牛と同様に血統濃度93%以上であることをお願いしております。

最近、ジャージー種の輸入受精卵において、その父牛の血統濃度が91%であったため、血統登録できない事例がありました。

つきましては、輸入受精卵移植による生産牛を血統登録する際にも、父牛（海外種雄牛）の血統濃度が93%以上であることをご承知おきいただくとともに、不明な点があれば予め当協会までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。